



最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2020年
8月31日号

最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、西田 朝輝、松本 佳子

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただいております。

【2020年7月17日】

日本公認会計士協会、2020年度の上場会社等の会計不正の動向を公表

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20200717fcg.html

日本公認会計士協会は、2020年度の上場会社等の会計不正の動向を公表しました。
公表結果によれば、2020年3月期は、46社が計101件の会計不正の事実を公表し¹、そのうち、2020年3月31日時点で、38社が調査結果を公表しているとのことです。101件のうち、85件は粉飾決算、16件は資産の流用であったとのことです。

【2020年7月31日】

経産省、「社外取締役の在り方に関する実務方針」を公表

<https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200731004/20200731004.html>

同指針は、令和元年改正会社法及びコーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえつつ、社外取締役の役割や取組について実務的な視点から整理したものです。

同指針は、経営陣の適切なリスクテイクをサポートする「攻め」の監督を含めた経営の監督を行うこと等、社外取締役の「心得」を示した上で、取締役会の実効性を高めるための働きかけ、指名・報酬への関与の在り方、取締役会、指名委員会・報酬委員会の実効性評価等、社外取締役としての具体的な行動の在り方に関するベストプラクティスを示しています。

また、同指針は、社外取締役が社内の情報にアクセスできる環境の整備等、社外取締役がその役割を果たすために会社が構築すべき体制についても紹介しています。

¹ 会計不正を公表した会社における手口が複数存在する場合があるため、会計不正を公表した会社数と件数は一致していません。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

【2020年8月4日】

証券取引等監視委、「令和2事務年度 証券モニタリング基本方針」を公表

https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2020/2020/20200804-1.htm

同基本方針は、今事務年度の取組方針として以下を掲げています。

- ① 海外の金融商品や高収益のファンドなど取扱商品を拡大する動きや、新型コロナウイルス感染症が金融商品取引業者等の経営環境や業務運営に与える影響等も十分注視しながら、個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況にある場合等を中心に、積極的にオンサイト・モニタリングを実施し、深度ある検証を行う。
- ② 無登録で金融商品取引業を行っている業者については、情報を積極的に収集・分析して調査を行い、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てを行うなど、関係機関と一層緊密に連携しながら、投資者被害の拡大防止に向けた取組を積極的に進める。

【2020年8月4日】

環境省、「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～OECD ガイダンスを参考に～」を公表

<https://www.env.go.jp/press/108293.html>

環境省は、「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」²において示されたデュー・ディリジェンスのプロセスの定義や枠組みを参考としつつ、環境デュー・ディリジェンスのプロセスや実施上の留意点、社内マネジメントシステムとの関係等を取りまとめ、本書面を公表しました。

【2020年8月5日】

金融庁、金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告書を公表

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20200805.html

金融庁は、金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告書において、金融事業者を対象とした「顧客本位の業務運営に関する原則」に関する改定案を提示しました。

同報告書では、金融事業者が顧客に対して、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配慮した「重点情報シート」という資料を用いること、他方で、重要情報シート等を用いて、かつ、契約締結前交付書面の主な内容を顧客に説明した場合には、原則として、契約締結前交付書面及び目論見書等の法定書類の電子提供を認めることなどが提言されています。また、医療費の振込等につき、代理人による取引を更に柔軟化するなど、高齢の顧客に対する金融取引の在り方についても提言を行っています。

【2020年8月6日】

公取委、デジタル技術でカルテルなどが起きた際の独禁法対応に関する報告書を作成予定

2020年8月6日付け日本経済新聞

公正取引委員会は、AI やアルゴリズムといったデジタル技術によってカルテルなどが起きた場合、それらのカルテルが独占禁止法上、どのように解釈されるのかを示した報告書を、2020年度内にまとめる予定とのことです。

² 同ガイダンスは、OECD 多国籍企業行動指針(参加国の多国籍企業に対して、企業に対して期待される責任ある行動を自主的にとるよう勧告するものであり、その中でリスクベースのデュー・ディリジェンスを実施せよとの勧告がなされています。)に基づき、デュー・ディリジェンスのプロセスや実施上の留意点について解説したものです。

【2020年8月7日】

証券監視委、「開示検査事例集」を公表

<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20200807-1.htm>

証券取引等監視委員会は、2020年度版の「開示検査事例集」を公表しました。

2019年度においては、初めて、有価証券報告書の非財務情報(「コーポレート・ガバナンスの状況等」)における虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告が行われました。このうち1件は、非財務情報の虚偽記載のみを対象とした勧告でした。

また、同様に、「関連当事者との取引」について連結財務諸表への注記を行わなかったことを対象とする、初めての課徴金納付命令勧告も行われています。

【2020年8月19日】

消費者庁、特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会報告書を公表

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/meeting_materials/review_meeting_001/

消費者庁は、特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会の報告書を公表しました。本報告書は、特定商取引法及び預託法の制度の在り方について、例えば以下の事項を提言しています。

- 販売を伴う預託等取引契約を原則禁止する。
- 上記禁止規制に違反する事業者に対し、十分な抑止力を持った法定刑を設けるとともに、締結された契約については民事上無効とする。
- 勧誘又は広告の際に告げた事項又は広告で表示した事項に係る合理的な根拠を示す資料の提出を行わせ、提出されない場合には、違反行為が行われたものとみなして行政処分を行う旨の規定を新設する。
- 詐欺的な定期購入商法(通信販売の広告において、初回に無料又は低額な金額を提示し、2回目以降に高額な金額を支払わせる商法)を、独立した禁止行為とし、解約・解除を不当に妨害するような行為を禁止するとともに、解約権等の民事ルールを創設する。

【2020年8月20日】

経産省、令和元年度における下請取引の適正化に向けた取組等のまとめを公表

<https://www.meti.go.jp/press/2020/08/20200820003/20200820003.html>

経済産業省は、中小企業庁が実施した下請法の執行状況、下請かけこみ寺事業³の実施状況、取引条件改善に向けた取組を公表しました。中小企業庁は、2019年度、親事業者855社に対して立入検査等を行い、そのうち706社の親事業者に改善指導を行ったとのことです。

³ 中小企業が抱える取引上の悩み相談を受け付ける事業です。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h_kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士

y_takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士

a_nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



まつもと けいこ
松本 佳子

西村あさひ法律事務所 弁護士

ke_matsumoto@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。